

第20回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日(月)午前9時30分から
2. 開催場所 川西町役場 中会議室
3. 出席委員(10名)
会 長 10番 大沼 藤一
会長職務代理者 9番 新野 勝廣
委 員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子
4. 議事日程
第 1 議事録署名委員の指名
第 2 会議書記の指名
第 3 会期の決定
第 4 報告第35号 農用地利用権等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について
第 5 報告第36号 非農地証明の結果報告について
第 6 報告第37号 現況地目の認定申請の結果報告について
第 7 議 第110号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第 8 議 第111号 農地法第3条第1項の規定による面積基準の設定について
第 9 議 第112号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について
第10 議 第113号 農用地利用集積計画に対する決定について
5. 農業委員会事務局職員
事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也
主事 玉田 絵里子
6. 会議の概要
(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第20回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席2番後藤満良委員、議席3番高橋孝博委員を指名します。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする
ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第35号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結
果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

1ページをご覧ください。報告第35令和3年8月31日、農用地利用権設定等調整会議及び農用
地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、8月の申し出件数3件、田2,911㎡、
畑459㎡、うち個人への調整決定件数3件、田2,911㎡、畑、459㎡、所有権の移転合計3件、田
2,911㎡、畑459㎡、なお、詳細につきましては、後ほどの農用地利用集積計画の決定について
で詳細は説明させていただきますが、2ページをご覧くださいまして、今回、あっせん委員会の中
で決定いたしました3件のうち、整理番号2番、●●の案件につきましては、所有権の移転を受ける
者●●さんが、購入後すぐに自身が所属する法人、農事組合法人みなみ方へ、中間管理事業を
通した貸し付けを行うという案件でありまして、こちらについては、所有権の移転の時期を中間管理
の集積の時期、令和3年11月30日と合わせる必要がありますので、今回の集積計画に対する決定
については記載がありませんので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第36号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

3ページをお開きいただきまして、報告第36号、非農地証明の結果報告について、申請件数は1
件でございます。4ページお開きください。願ひ人●●、土地については、大字玉庭字上森3045、
畑462㎡です。非農地となった時期及び事由については、平成11年頃から農地として利用してお
らず、願ひ人自体は、平成18年に転居したため、さらに手をかけていない状況であるということで、
現況が原野となっている土地でございます。現地調査につきましては、令和3年9月16日に行いま
して、申請のとおり相違ないことを確認しております。後藤委員、船山委員と事務局職員で現地を確
認しておりました。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程6、報告37号、現況地目の認定申請の結果報告についてを上程いたします。
事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

5ページをお開きください。報告第37号、現況地目の認定申請の結果報告について、申請件数は1件です。6ページをお開きください。申請人●●、土地については、川西町大字堀金字的場1790で996㎡です。登記地目は畑でございますが、現況原野であるため申請があったものでございます。申請理由につきましては、申請地まで自己所有地以外の農地を通らないと入れず、耕作不適地でございます、耕作を行っていないためというのが理由でございます。現地については、8月19日に佐々木委員、市川委員と事務局で行っておりまして、申請内容に相違ないことを確認しております。なお、今回の認定通知によりまして農家台帳、固定資産税の現況地目は原野に変更となりまして、登記地目については、今後申請人により変更されることとなります。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、議第110号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。
事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

7ページをご覧ください。議第110号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので、受理、不受理を決定されたい。令和3年9月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は11件です。番号、申請人、場所、契約の内容、付記の順で読み上げます。

1番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字西大塚字蛇藪二147-1、田576㎡のうち58㎡、計田2筆114㎡、平成27年12月28日から10年間、10a借賃●●円、こちらは道路整備に伴う用地買収のためとなります。続いて2番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、菊田農事組合法人代表理事、金子昭雄、内容は1番と同じです。3番、●●、やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字高豆薮字三丁目456-1、田168㎡、平成27年12月28日から10年間、10a借賃●●円、地籍調査により合筆となり、こちらの筆は閉鎖となったため解約となります。4番やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、●●、内容は3番と同じです。次のページをご覧ください。5番●●、やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、大字下小松字台ノ下2353、田41㎡、平成28年10月26日から10年間、10a借賃●●円、地籍調査により合筆となり、閉鎖となったためとなります。6番やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、●●、内容は5番と同じです。7番●●、山形おきたま農業協同組合代表理事組合長、若林英毅、大字堀金字大門1415-1、田3,129㎡、計田13筆23,847㎡、平成25年7月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。9ページをご覧ください。8番●●、山形おきたま

農業協同組合代表理事組合長、若林英毅、大字堀金字田中1712、田8, 462㎡、計田8筆37, 308㎡、平成25年7月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。9番●●、山形おきたま農業協同組合代表理事組合長、若林英毅、大字堀金字田中1720、田4, 195㎡、計田2筆6, 274㎡、平成25年7月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。10番●●、山形おきたま農業協同組合代表理事組合長、若林英毅、大字堀金字坂町1432-1、田814㎡、計田5筆10, 924㎡、平成25年7月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。10ページをご覧ください。11番山形おきたま農業協同組合代表理事組合長、若林英毅、●●、大字堀金字大門1415-1、田3, 129㎡、計田28筆78, 353㎡、平成25年7月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を受理することに決定いたします。

日程第8、議第111号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

11ページをご覧ください。議題111号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和3年9月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字大舟字山口3021、田2, 350㎡、計田2筆6, 322㎡、贈与、受贈です。2番●●、●●、大字洲島字入之屋敷7643、地目田、現況畑553㎡、贈与、受贈です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上、権利取得後の面積も30アール以上ですので農業者の要件を満たしております。よって農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

番号1番について、9月15日に推進員後藤委員と私が現地調査をしました。今回の申請は、贈与受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないかと思いません。

議長 大沼 藤一

次に、番号2番について議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号2番について、9月12日、推進委員の内山委員と●●氏が現地調査をしております。今回の申請は、贈与受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程9、議第112号農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

12ページをお開きください。議第112号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、下記の者から、農地転用に伴う事業計画変更申請があったので、知事に送付の意見を伏せられたい。令和3年9月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。1番申請人、サンワコムシスエンジニアリング株式会社東北支店、土地については、大字西大塚字岡五2856-1、地目は田んぼで、449㎡のうち88.77㎡、使用目的は工事用の仮設用地でございまして、申請地を借り受け、携帯電話無線基地局建設工事の車両駐車スペース、また、資材置き場として一時転用していましたが、資材納品に時間を要しており工期延長となるため、引き続き土地を利用するものでございます。2番、申請人は同じくサンワコムシスエンジニアリング株式会社東北支店でございます。土地については、大字吉島字五町五反6270-1、地目は田んぼで749㎡のうち140.12㎡です。内容は、1番と同じでございまして、今回の2件については、今年度5月の総会で一時転用の申請をしており、許可まで至っている案件でございしますが、申し上げたとおり部品の納品に時間を

要していることから、工期の延長のみの事業変更ということになります。期間の延長のみでございまして、土地の利用計画の内容の変更はありませんので、事務局による現地調査、また現地確認のみで提案するものでございます。事業内容の抜粋については、別添の資料で配布しておりますが、こちら5月の総会の資料のものと同じものを写しで配布させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明が終わりました。

ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第10、議第113号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で整理番号8409番は、議席3番高橋孝博委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席3番高橋孝博委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、整理番号8409番の件について審議を行いますので、議席3番、高橋孝博委員は室外に退席願います。

(高橋孝博委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

13ページをご覧ください。議題113号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和3年9月27日提出、川西町農業委員会会長名。14ページをご覧くださいまして、所有権移転各筆明細、番号、所有権を移転する者、場所、所有権の移転を受ける者、10アール対価、備考の順で読み上げさせていただきます。8409番●●、田883㎡、●●、10a対価●●万円、経営縮小によるものです。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号8409番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

高橋孝博委員の復席を求めます。

(高橋孝博委員着席)

次に、整理番号8410番について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

番号8410番、●●、畑459㎡、●●、総額●●万円で離農によるものです。以上の内容は、経営基盤促進法第18条3項の各要件を満たしております。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号8410番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、全案件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

以上、これもちまして、第20回川西町農業委員会総会を閉会いたします。